

運転中の携帯電話使用等対策について (運転中の「ながらスマホ」対策を含む)

近年、交通事故件数が減少し、交通事故死者数が67年ぶりに4千人を下回ったが、運転中の携帯電話使用等に係る交通事故が増加傾向にある。平成28年には、1,999件発生しており、5年前(23年)と比較すると、約1.6倍となっている。

特に、スマートフォンの画面を注視していたことに起因する交通事故は約2.3倍に増加している。

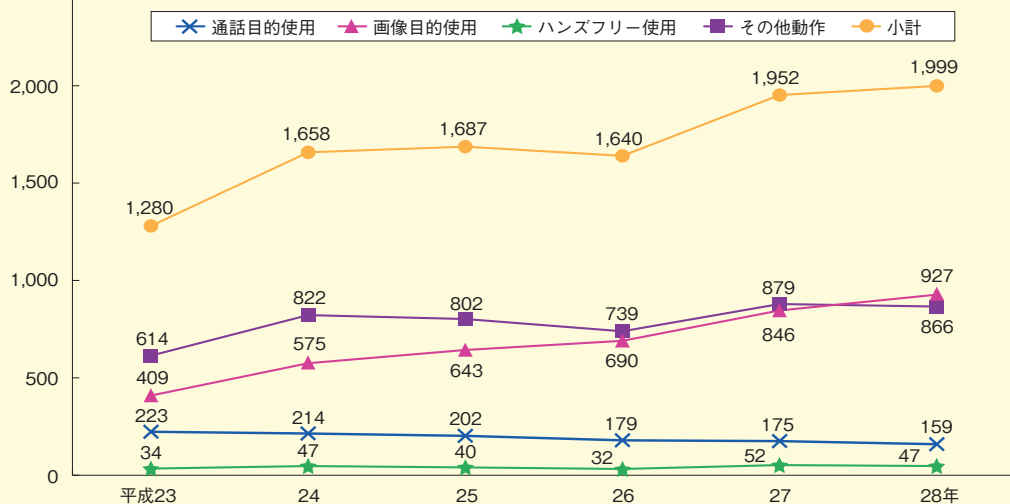
運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、関係機関・団体等と連携し、運転者等に対して広報啓発を推進するとともに、携帯電話使用等の交通指導取締りを推進している。

合わせて、ゲーム業界団体に対しては、安全対策等に関する取組の呼びかけ、自動車運送関係の業界団体に対しては、乗務中の携帯電話等の使用禁止について文書により徹底するとともに、運転者が乗務中に携帯電話を使用したことが判明した場合には、運送事業者に対し、監査及び処分等を厳格に実施するなど、関係府省庁一体となり、地方公共団体、関係機関、団体等と連携して対策を総合的に推進していくこととしている。



広報啓発用ポスター

原付以上運転者(第1当事者)の携帯電話使用等に係る交通事故の発生状況(平成23年以降)



		23年	24年	25年	26年	27年	28年
交通事故 件数	事故要因あり						
	通話目的使用	223	214	202	179	175	159
	画像目的使用	409	575	643	690	846	927
	ハンズフリー使用	34	47	40	32	52	47
	その他動作	614	822	802	739	879	866
	小計	1,280	1,658	1,687	1,640	1,952	1,999
	該当なし	654,068	628,675	594,605	542,192	507,527	472,184
	調査不能	619	392	366	447	571	593
	計	655,967	630,725	596,658	544,279	510,050	474,776

注 1 「通話目的使用」とは、携帯電話等の音声による情報伝達を目的として当該装置を用いることをいう(ハンズフリーを除く)。
 2 「画像目的使用」とは、携帯電話等の画像表示部位を注視すること及び同目的でボタン操作をすることなどをいう。
 3 「ハンズフリー使用」とは、携帯電話等をハンズフリー装置を併用して操作又は通話することをいう(タクシー無線を含む)。
 4 「その他動作」とは、上記以外の携帯電話等に関する動作をいう。